

通達甲(ら・執・指1)第3号  
昭和53年10月25日

各 所 属 長 殿

警 ら 部 長

## 地域警察実務指導要綱の制定について

このたび、次のとおり、外勤警察実務指導要綱を制定し、昭和53年11月1日から実施することとしたから、その適正な推進に努められたい。

おつて、外勤警察の運用および実務の指導要領について(昭和43年1月5日通達甲(ら・執・指1)第1号)は、廃止する。

### 地域警察実務指導要綱

#### 第1 目的

この要綱は、地域警察の実務指導について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 指導体制

地域警察の実務の指導体制は、次のとおりとする。

##### 1 本部

警察署の地域警察官に対する実務指導は、地域指導課が主管し、指導に当たっては、必要により地域指導課長は関係部・課等の協力を求めるものとする。

##### 2 方面本部

地域警察官の実務指導について、本部及び方面区内各警察署の連絡調整に当たるものとする。

##### 3 警察署

(1) 副署長(次長)は、実務指導の計画的実施及び各幹部の行う実務指導について調整すること。

(2) 地域課長(地区交番所長を含む。以下同じ。)は、実務指導の責任者として地域警察幹部を指揮して、効果的な推進を図ること。この場合、地域警察以外の幹部に対し、積極的な指導を要請すること。

(3) 幹部は、相互に緊密な連絡を保持し、あらゆる機会を利用して、地域警察官の実務能力の向上を図るように努めること。

#### 第3 本部の指導方法

本部が行う実務指導の方法は、次のとおりとする。

##### 1 巡回指導

地域部所属の幹部が、警察署における地域警察幹部会議、幹部研修会等に出席して実務の指導について必要な助言を行うとともに、必要により交番、駐在所、地区交番（以下「交番等」という。）を巡回して実戦的な実務指導を行う。

2 集合指導

必要により地域警察官を招集して研修会等を開催し、実務指導を行う。

3 資料の発行

地域警察官の実務能力、幹部の指導力の向上を図るため、必要により資料を発行する。

第4 警察署の指導方法

実務指導に当たっては、次により指導を徹底するものとする。

1 集合指導

指導項目を定めて計画的にこれを推進することとし、実施に当たっては次の点に留意し、効果的指導に努めること。

(1) 幹部研修会、検討会等の実施に当たっては、事前に研究テーマを示し、効果が上がるように努める。

(2) 地域警察以外の幹部に協力を依頼し、実質的な指導に努める。

2 個別指導

(1) 警ら、巡回連絡、立入調査、防犯連絡等については、努めて係長以上の幹部が同行してきめ細かい指導を行うこと。

(2) 事件、事故等の発生に際しては、率先して現場に急行し、その処理に当たるとともに、取扱いの手順、方法等について具体的な指導を行うこと。

(3) 不審者等に対する職務質問の要領の指導に努めるとともに、被疑者等の同行があった場合は、事件主管課（係）幹部と相互に協力して、逮捕手続書、捜査報告書等の作成要領について指導すること。

(4) 実務能力、勤務意欲等の面で特に個別指導の必要な者については、その原因を究明し、個々に指導方策を立て、具体的な指導に努めること。

3 指導資料の活用

参考となる各種資料を活用して適宜適切な指導を行い、徹底を期するよう努めること。

4 指導効果の把握と補充指導

常に指示、命令の実践状況や指導効果について関心を払い、あらゆる機会を通じて確認し、的確な補充指導に努めること。

第5 巡回指導の派遣要請

警察署長は、地域警察幹部会議等各種会議において本部による実務指導を必要とするときは、事前に地域部所属の幹部の派遣を要請するものとする。

第6 実務指導連絡会議等

地域指導課長は、実務指導を効果的に推進するため、実務指導連絡会議及び実務指導推進会議を開催するものとする。